

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務
プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

令和4（2022）年に栃木県で開催するいちご一会とちぎ国体及びいちご一会とちぎ大会の開・閉会式等を安全かつ円滑に実施するため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が実施する自主警備、交通警備及び防災対策に関する計画書の作成業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、本業務を確実に遂行できる事業者（共同企業体）を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務（以下「警備計画書等作成業務」という。）

(2) 業務内容

別添1「警備計画書等作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4（2022）年3月18日（金）までとする。

(4) 委託料限度額

11,704,000円（消費税及び地方消費税含む。）を超えない範囲とする。

※ この額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

(5) 担当所属及び問合せ先

県実行委員会事務局施設調整課（栃木県国体・障害者スポーツ大会局施設調整課 施設担当）

栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁北別館4階

電話 028-623-3523 FAX028-623-3527

電子メール shisetsuchosei@pref.tochigi.lg.jp

受付時間:土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

3 参加資格

- (1) 参加者は共同企業体を構成することとし、その構成については、次に掲げるア、イの要件を満たしていること。

ア 栃木県内に本社又は営業所等がある事業者が、構成員の半数以上であること。

イ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けている事業者が、構成員の半数以上であること。

- (2) 共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たし、その他の構成員については、アからエまでの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者と決定された者であること。

ウ 公募開始の日から参加表明書の提出の日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は第 4 号の規定に該当する者でないこと。

オ 平成 23（2011）年 4 月 1 日から令和 3（2021）年 3 月 31 日までの次に掲げる大会のいずれかにおいて、自主警備・交通警備の計画書作成業務又は警備実施業務の実績を有していること。

- (ア) 国民体育大会
- (イ) 全国障害者スポーツ大会
- (ウ) 全国高等学校総合体育大会
- (エ) 全国植樹祭
- (オ) 全国豊かな海づくり大会
- (カ) その他の行幸啓又は行啓行事

(3) いずれの構成員も本業務において、他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 3（2021）年 4 月 13 日（火）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 3（2021）年 4 月 20 日（火）午後 5 時必着
ウ 質問に対する回答期限	令和 3（2021）年 4 月 23 日（金）
エ 参加表明書の提出期限	令和 3（2021）年 4 月 27 日（火）午後 5 時必着
オ 参加資格審査結果通知書の交付	令和 3（2021）年 4 月 30 日（金）
カ 企画提案書の提出期限	令和 3（2021）年 5 月 19 日（水）午後 5 時必着
キ プレゼンテーション（予定日）	令和 3（2021）年 5 月 25 日（火）
ク 審査結果の通知・公表	令和 3（2021）年 5 月 28 日（金）

(2) 実施要領の配布

- ア 配布期間 令和 3（2021）年 4 月 13 日（火）～4 月 27 日（火）
（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- イ 配布場所 上記 2 (5) の担当所属で配布するほか、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会公式ウェブサイト（以下「公式ウェブサイト」という。）からダウンロードできる。
(URL : <https://www.tochigikokutai2022.jp/>)

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式 1）を「2 (5) 担当所属及び問合せ先」まで提出すること。（FAX 又は電子メール可。ただし、着信確認の電話を必ず行うこと。）

- ア 受付期間 令和 3（2021）年 4 月 13 日（火）～4 月 20 日（火）午後 5 時必着
- イ 回答期限 令和 3（2021）年 4 月 23 日（金）
- ウ 回答方法 公式ウェブサイトに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、次により参加表明をするものとする。

- ア 提出書類
 - (ア) 参加表明書（様式 2）
 - (イ) 確認書（様式 3）
 - (ウ) 共同企業体協定書の写し（様式 4）
 - (エ) 警備業認定証の写し（該当構成員）
- イ 提出期限 令和 3（2021）年 4 月 27 日（火）午後 5 時必着
- ウ 提出場所 2 (5) の担当所属

- エ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
 - ※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
 - ※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3（2021）年5月19日（水）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。
- (5) 参加資格審査結果通知書の交付

提出された参加表明書等により、資格審査を行う。審査結果はすべての参加表明書提出者に対し、令和3（2021）年4月30日（金）までに電子メールで通知する。
- (6) 企画提案書の提出

上記(5)の参加資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者は、仕様書及び別添2「警備計画書等作成業務企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書（様式5）を作成し、次により提出すること。

 - ア 提出期限 令和3（2021）年5月19日（水）午後5時必着
 - イ 提出場所 2(5)の担当所属
 - ウ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
 - ※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
 - エ 提出部数 紙媒体10部（正本1部及び副本9部）
- (7) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出期限後は、提出書類の変更、差し替え、再提出又は撤回は認めない。
 - イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
 - エ 県実行委員会は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
 - オ 企画提案書等の作成及び提出にかかる費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
 - カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
 - キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
 - ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
 - ケ 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。
 - コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う

5 審査方法等

- (1) 選定委員会の開催

審査に当たっては、警備計画書等作成業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催する。
- (2) 審査基準

別添3「警備計画書等作成業務プロポーザル審査基準」のとおり。
- (3) プレゼンテーションの実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所等の詳細については、別途通知する。

 - ア 説明資料 プレゼンテーションは、提出した企画提案書により行う。
 - イ 説明時間 30分以内
 - ウ 説明者 業務担当予定者
 - エ 出席者 4名以内
 - オ 質疑応答 15分程度

(4) 審査方法

審査基準に基づいて、選定委員会が審査を行う。

ア 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員会委員（以下「選定委員」という。）が最も多かった者を契約候補者として選定する。

イ 該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が最も高い者を契約候補者とする。

ウ 上記イの場合において、平均点の最も高い提案者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

エ 平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積額が 2 (4) の金額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、以下の事項について、公式ウェブサイト公表する。

(1) 契約候補者の名称

(2) 参加者の数

7 契約手続

(1) 契約候補者と県実行委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 契約候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は、次順位の者を候補者とする。